

西尾市民病院あり方検討支援業務委託仕様書

1 業務の名称

西尾市民病院あり方検討支援業務

2 業務の目的

西尾市民病院（以下「当院」という。）は、令和4年度に策定した「西尾市民病院経営強化プラン」に基づき、現在、各種経営改善に取り組んでいるが、医療を取り巻く状況は厳しく、当院の経営状況についても苦しい状況が続いている。

一方で、西尾市の財政状況も年々厳しさを増しており、当院の経営状況により一般会計からの支出が増大し、市民サービス全体の低下につながる可能性もある。

こうした厳しい状況を踏まえ、当院の現行の経営体制や病院としてのあり方を見直すことが必要であり、そうすることで将来にわたり持続可能な運営体制を築くとともに、市民へ質の高い医療を安定的に提供し続けることが可能となる。

本業務は、その取組を効果的に進めるために、当院を取り巻く内外環境の分析、経営上の課題整理、今後の方向性検討の支援、並びに「(仮称)西尾市民病院のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)」の運営支援等を行うものである。

3 業務の概要

(1) 当院の事業環境分析及び改善策の提言

ア 外部環境調査分析及び提言

国及び県の医療行政動向分析、医療圏調査、医療需要調査（救急搬送分析、レセプトデータ分析含）、その他必要な項目分析を行った上で、当院が進むべき方向性を示し、当院の役割について提言を行うこと。

イ 内部環境調査分析、提案及び支援

当院の経営上の問題を明らかにするため、経営分析、診療統計分析、その他必要な項目分析を行い、当院の役割に沿った健全経営のための具体的提案（病床機能の変更を含む）と実施に向けた支援を行うこと。

(2) 経営形態の検討

今後の市民病院の経営形態について、採用可能な選択肢を整理し、それぞれの特徴や課題を明確化するための調査・分析を行い、改善方針案を整理すること。

(3) 検討委員会の運営支援

当院との十分な協議をふまえ、検討委員会で活用する資料の作成支援を行うこと。

また検討委員会での審議内容を踏まえて、さらなる検討が必要となった項目について調査・分析を行い、関連資料を作成すること。

なお検討委員会は概ね3回を予定しており、検討委員会への出席や質疑応答に対する支援等もすること。

(4) 検討委員会報告書案の作成支援

検討委員会の議事結果を取りまとめ、報告書案を作成すること。

(5) 当院の経営戦略会議への参加

当院の指針決定、情報共有のために行われる経営戦略会議における協議資料の作成や、経営戦略会議への出席、説明等を行うこと

なお、経営戦略会議は概ね7回を予定する。

4 業務の期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

5 業務の成果品

受託者は、業務が完了したときは速やかに次に示す成果品を市に提出し、検査を受けるものとする。

なお成果品は、紙媒体1部及び電子データ1式を提出すること。

(1) 提出物

- ・対象業務範囲における分析及び調査に関するもの（作成資料等）
- ・経営課題、改善策及び経営形態に関するもの（作成資料等）
- ・検討委員会における会議資料及び会議録
- ・その他、当院との討議資料等

(2) 提出期限

令和9年1月31日

6 業務の実施条件等

- (1) 受託者は、当該業務について、当院担当者と連絡を密にし、依頼があれば速やかに応じること。
- (2) 新たな地域医療構想や持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン、令和8年度の診療報酬改定等の国の方針を十分考慮すること。
- (3) 本業務を効果的かつ円滑に行うため、適切な統括責任者を配置するとともに、資格や専門性を有する適切な主任担当者を配置すること。
- (4) 本業務の統括責任者及び主任担当者は、当院と同程度の規模を有する公立病院に対して経営改善の計画の策定業務及び経営改善の実行支援業務を複数経験した実績を有する者であること。
- (5) 本業務の統括責任者又は主任担当者のいずれか1名は、経営形態の変更の検討実績を有する者を配置すること。
- (6) 契約書（仕様書及び企画提案書を含む。以下「契約書等」とする。）を遵守すること。契約書等に記載のない事項および本業務に関する疑義が生じた場合については、当院と受託者が協議の上、決定しなければならない。
- (7) 本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項（受託者が当院から受領または閲覧した資料等を含む。）は、当院の了承を得ずに第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この事業終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについては、西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年西尾市条例第33号）を遵守しなければならない。

7 情報データ等の取扱い

- (1) 当院から交付する情報・データ及び本業務の遂行上知り得た情報・データは、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件とし、受託者は情報・データが第三者に漏洩しないよう、自己が秘密として管理する情報・データと同等の注意をもってこれを取扱い、情報・データを本業務の目的以外の目的で利用、複写または複製しないものとする。
- (2) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、当院に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、当院の承諾を必要とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。また、コンプライアンス（法令遵守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取組を徹底すること。

8 支払い

費用の支払いは完了払いとし、業務の完了検査終了後、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じたときは、西尾市業務委託契約約款によるもののほか、当院と受託者が協議のうえ定めるものとする。